

志摩市教育委員会会議録

- | | | |
|-------------|--------------------------|-------|
| 1. 会議の種類 | 令和5年第4回定例会 | |
| 1. 招集年月日 | 令和5年4月13日(木) | |
| 1. 開催年月日 | 令和5年4月20日(木) | |
| 1. 開催場所 | 志摩市役所405会議室 | |
| 1. 招集をした者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委員数 | 4名 | |
| 1. 出席委員 | 濱口 茂之・山下 行重・坂中 小百合・柴原 千峰 | |
| 1. 欠席委員 | | |
| 1. 会議に出席した者 | 教育長 | 舟戸 宏一 |
| | 教育部長 | 井上 辻明 |
| | 教育総務課長 | 山本 富紀 |
| | 学校教育課長 | 金光 孝裕 |
| | 学校教育課副参事兼管理主事 | 村井 浩志 |
| | 総合教育センター長 | 澤田 真仁 |
| | 生涯学習スポーツ課長 | 前田 和久 |
| 1. 傍聴人 | 0名 | |
| 1. 事項 | | |

開 会 開会時間 9時00分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名 2番 山下 委員
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第16号 志摩市ともやま公園社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 日程第 4 議案第17号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 議案第18号 志摩市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の廃止について
- 日程第 6 議案第19号 鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約（案）について
- 日程第 7 議案第20号 志摩市公民館長の任命について
- 日程第 8 報告第7号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について
- 日程第 9 報告第8号 学校医の委嘱について
- 日程第10 報告第9号 学校眼科医の委嘱について
- 日程第11 報告第10号 学校歯科医の委嘱について
- 日程第12 報告第11号 学校薬剤師の委嘱について
- 日程第13 報告第12号 志摩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
- 日程第14 報告第13号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について
- 日程第15 報告第14号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱及び任命について
- 日程第16 報告第15号 志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

日程第 1 7 報告第 1 6 号 社会教育主事の配置について

日程第 1 8 報告第 1 7 号 令和 4 年度第 4 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について

日程第 1 9 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉 会 閉会時間 9 時 38 分

教育長	定刻になりました。ただいまより、令和5年第4回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名
教育長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、2番山下委員を指名します。よろしくお願ひします。
委員	よろしくお願ひします。
日程第2	教育長報告
教育長	日程第2、教育長報告については、お手元に配付のとおりです。教育長報告について、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑ないようですので、次へ進めます。
日程第3	議案第16号 志摩市ともやま公園社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
教育長	日程第3 議案16号 志摩市ともやま公園社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第16号 志摩市ともやま公園社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてご説明いたします。資料の2ページからでございます。ともやま公園内の施設については、現在とやま公園管理事務所が管理を行っておりますが、令和5年から指定管理者制度導入も予定しているということもございまして、従来、各施設ごとに設置及び管理に関する条例、同施行規則を制定しているものをまとめて規定するものでありまして、観光系の施設、キャンプ村、野外活動センター、観光センター、バースハウスと、スポーツ系の施設、球場、テニスコート、多目的屋内運動場とに、それぞれ分けまして条例施行規則を制定するものでありまして、教育委員会としては今回、ともやま公園社会体育施設の設置及び管理に関する

	<p>条例施行規則として定めるものです。3ページをご覧ください。第3条においては志摩市ともやま公園球場、それから志摩市ともやま公園テニスコート、及びともやま公園多目的屋内運動場の3つの施設が記載されておりまして、それらを利用する場合の利用許可申請書の様式を7ページにつけさせていただいております。また、ともやま公園で社会体育施設利用許可につきましては、続きの8ページに様式を添付させていただいております。また戻りまして、5ページの第10条においては、指定管理による管理ができるよう定めております。続いて6ページをご覧ください。施行期日として本規則につきましては、令和5年7月1日からの施行を予定しております。以上、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑はないようですので、採決に移ります。 議案16号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。 よって、議案第16号は可決されました。</p>
日程第4	<p>議案第17号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について</p>
教育長	<p>日程第4 議案第17号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局。 議案第17号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料は9ページからでございます。先程ご承認いただきました議案第16条志摩市ともやま公園社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行の制定についてにおいてもご説明いたしましたが、従来各施設ごとに設置及び管理に関する条例と施行規則を設定していたものをまとめて規定するものでございまして、観光系の施設と、スポーツ系の施設とに分けて条例</p>

	<p>施行規則を制定するものでございます。教育委員会といたしましては今回、ともやま社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則として定めるものでありますが、これまでどおり事務を含めた施設管理をともやま公園事務所が行えるように委任するものであります。資料の 10 ページをご覧ください。今まで、浜島支所、志摩支所及び磯部支所の職員が生涯学習講座の申し込み等に関する事務と 6 つの業務が補助執行できる業務となっていたものに加えまして、観光課の職員が志摩市ともやま公園社会体育施設の管理運営に関することも補助執行できるよう定めたものでございます。また、本規則につきましても、議案第 16 号同様、令和 5 年 7 月 1 日からの施行を予定しております。以上ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。</p>
教育長	<p>説明がありましたが質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑はないようですので採決に移ります。 議案第 17 号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。 よって議案第 17 号は可決されました。</p>
日程第 5	<p>議案第 18 号 志摩市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の廃止について</p>
教育長	<p>日程第 5 議案第 18 号 志摩市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の廃止についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
事務局	<p>議案 18 号 志摩市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の廃止について説明します。資料につきましては 13 ページ、14 ページをご覧ください。この要綱を廃止する理由としましては、新型コロナウイルス感染症について令和 5 年 5 月 8 日から国による感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類感染症に変更されることに伴い、これまで講じてきた措置を見直し、本要綱を廃止するも</p>

	<p>のです。施行日は令和5年5月8日から施行日以前に既に申請のあったものは廃止後も交付決定等を行うため経過措置を設けます。説明としては以上となりますが、提出するにあたり本委員会の承認を求めます。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>説明がありましたが質疑はございませんか。これまでこれで執行された部分もありましたか。</p>
事務局	<p>修学旅行全体が中止になるということはありませんでしたが、一部コロナに感染して行けなくなった子たちの補填はありました。</p>
教育長	<p>実績があったということですね。</p>
事務局	<p>はい、ちなみに今年度、もうすでに中学校は修学旅行に行っていて、4月中ということで、まだこの規則は有効ということになります。今のところ該当する生徒がいる、そういう状況です。</p>
教育長	<p>その他、質疑はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑はないようですので、採決に移ります。 議案第18号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。 よって議案第18号は可決されました。</p>
日程第6	<p>議案第19号 鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約(案)について</p>
教育長	<p>日程第6 議案第19号 鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約(案)についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
事務局	<p>鳥羽志摩地区教科用図書採択協議会規約(案)についてご説明をいたします。資料は15ページからになります。今年度は、小学校で令和6年から使用する教科書の</p>

	<p>採択を行う年度となります。この教科書採択に関しましては法令によりまして、鳥羽市・志摩市で採択地区を構成することになっており、志摩市教科書採択に関する規程第2条で、鳥羽市教育委員会との協議を適正かつ円滑に行うため、鳥羽志摩地区教科書採択協議会の規約を承認して協議会の検討に基づいて教科書の採択を行うとあることから、この規約の承認についてお伺いをするものでございます。この規約は採択が行われるたびごとに定めておりまして、採択が終了すると廃止されております。今回の内容につきましては、県教育委員会が示す規約例やこれまで制定された鳥羽志摩地区教科書採択協議会の規約を元に作成をいたしました。前回のものと異なる点としましては、第6条の委員についての規定の中で監事の決め方について、これまでは規定がなく、委員の互選により定めておりましたが、そうした実態もございますので、それを踏まえまして監事を互選により定める旨を明記いたしました。説明は以上になります。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	<p>質疑はないようですので、採決に移ります。 議案第19号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手)
教育長	<p>挙手全員です。 よって、議案第19号は可決されました。</p>
日程第7	議案第20号 志摩市公民館長の任命について
教育長	<p>日程第7 議案第20号 志摩市公民館長の任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
事務局	<p>議案第20号、志摩市公民館長の任命についてご説明します。資料は19ページになります。社会教育法第28条には市町村の設置する公民館の館長、主事、その他必要な職員は当該市町村の教育委員会が任命するとございます。例年、私どもの職員の中から公民館長を定めて教育委員会でお認めいただいておりますので、今回も令和4年度同様、中央公民館長にはわたくし課長の前田が、浜島生涯学習センター及</p>

	<p>び大王公民館には課長補佐の岩城を館長として任命するというので、今回上程をさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>説明がありましたが質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑はないようですので採決に移ります。 議案第 20 号について承認される方挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。 よって議案第 20 号は可決されました。</p>
日程第 8	<p>報告第 7 号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について</p>
教育長	<p>日程第 8 報告第 7 号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
事務局	<p>志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命についてご報告をさせていただきます。資料につきましては、20 ページ、21 ページでございます。志摩市奨学生選考委員会の設置につきましては、志摩市奨学金条例第 6 条で奨学生を選考するため、奨学生選考委員会を置くことと規定されております。委員会の委員数につきましては、志摩市奨学金条例選考規則第 2 条で 10 人以内をもって組織するとなっており、その任期は第 3 条で 2 年と規定されております。今回の委嘱につきましては、令和 5 年 4 月から新規委嘱することから任期は令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。委嘱させていただきます委員の方をご紹介します。資料 21 ページをご覧ください。上から米奥委員、坂中委員、寺本委員につきましては、令和 4 年度からの再任となります。選出区分につきましては、備考欄に記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。小林委員につきましては市内中学校長からの選出となっておりまして、中学校長部会副部会長を務めていただいております。高山委員、向井委員におかれましては、前年度からの再任となっております。藤原委員は令和 5 年 4 月の異動によりまして志摩高等学校の教頭に着任され、</p>

	特に必要と認められた者として選出させていただいております。委員の総数は7名で、これまでと変更はございません。以上で、志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第7号は承認されました。
日程第9	報告第8号 学校医の委嘱について
教育長	日程第9 報告第8号 学校医の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。
事務局	事務局。 報告第8号、学校医の委嘱について説明します。資料は22ページ、23ページとなります。志摩市立学校の管理に関する規則の第17条に、「学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。学校医、学校歯科医、及び学校薬剤師は、それぞれの医師、歯科医師または薬剤師のうちから委嘱する」となっており、志摩市内の7小学校、6中学校、5幼稚園に13人の内科医を学校医として委嘱しました。委嘱した委員につきましては23ページをご覧ください。委員につきましては令和4年度から変更はございません。職務期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日になります。以上になります。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
事務局	23ページの下の方の2人、上野さんと鍋島さんの任期が、令和4年4月1日から令和5年3月までになってますが、令和5年4月1日から令和6年3月31日に訂正させていただきます。
教育長	訂正ということですのでよろしくお願いいたします。
教育長	質疑がないようですので、報告第8号は承認されました。

<p>日程第 10</p>	<p>報告第 9 号 学校眼科医の委嘱について</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第 10 報告第 9 号 学校眼科医の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告 9 号 学校眼科医委嘱について説明します。資料は 24 ページ、25 ページとなります。根拠となる情報につきましては、先ほどの内科医の委嘱と同様でございます。25 ページをご覧ください。任期につきましては令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日となります。ちなみに令和 4 年度からの変更はございません。以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明がありましたが質疑はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑はないようですので、報告第 9 号は承認されました。</p>
<p>日程第 11</p>	<p>報告第 10 号 学校歯科医の委嘱について</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第 11 報告第 10 号 学校歯科医の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>学校歯科医の委嘱について説明します。資料は 26 ページから 28 ページになります。根拠となる情報につきましては先ほどの内科医と同様でございます。医師は 14 名。資料の 27 ページ、28 ページをご覧ください。令和 4 年度から変更ございません。以上になります。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑はないようですので、報告第 10 号は承認されました。</p>

日程第 12	報告第 11 号 学校薬剤師の委嘱について
教育長	日程第 12 報告第 11 号 学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。
事務局	事務局。
事務局	報告第 11 号、学校薬剤師の委嘱について説明します。資料は 29 ページ、30 ページとなります。根拠となる情報につきましては、先ほどの内科医と同様でございます。人数は 10 名で令和 5 年度から 3 名の変更があります。鵜方小学校、鵜方幼稚園に志摩センター薬局の横田先生、東海小学校、東海中学校にかんひちや薬局の越賀店の西井先生、磯部幼稚園にひかり調剤薬局の加藤先生の変更がありました。資料の 31 ページ、32 ページに報告第 8 号から 11 号の学校、幼稚園ごとの内科医、歯科医、眼科医、薬剤師一覧がありますのでご覧ください。以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 11 号は承認されました。
日程第 13	報告第 12 号 志摩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
教育長	日程第 13 報告第 12 号 志摩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 12 号 志摩市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について説明します。資料は 33 ページ、34 ページになります。この協議会につきましては、志摩市いじめ防止対策推進条例第 1 条に基づいて設置されているものです。協議会の主な役割は、いじめの防止と対策を推進するために必要な事項について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとなっています。委員は 15 名以内で委嘱することとなっており、その任期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 2 年間となっています。この 4 月の人事異動や改選に伴い、鳥羽警察署の館生活安全課長、志摩市小中学校長会から上村東海小学校長、志摩市立小中教頭会から竹村東海中学校教頭、市民生活部人権市民協働課から橋本課長が委嘱及び任命されました。その他の委員につきましては、所属も変わらず引き続きの所属部署よりの任命となり、総計 13 名の報告とさせていただきます。以上です。

教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 12 号は承認されました。
日程第 14	報告第 13 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について
教育長	日程第 14 報告第 13 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 13 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱について説明します。資料は 35 ページ、36 ページとなります。志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の第 1 条に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 17 条第 2 項の規定により、志摩市教育委員会の事務局の内部組織並びに事務分掌及び職制、その他必要な事項を定められており、第 3 条の別表、学校教育課、人権教育係の教育集会所運営委員会に関すること」に関わって志摩市迫間教育集会所運営委員会委員が委嘱されます。委員は 11 名、任期は 2 年となります。委員につきましては資料 36 ページをご覧ください。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 13 号は承認されました。
日程第 15	報告第 14 号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱及び任命について
教育長	日程第 1 報告第 14 号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱及び任命についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。資料は 37 ページからになります。この志摩市学力向上検討委員会は、設置の根拠は志摩

	<p>市学力向上検討委員会設置要綱第1条第1項で、本市の児童生徒の学力及び学習状況を把握、分析し、本市の学力向上のための対策を検討することを目的として置くことと定められております。組織について、構成員としては要綱第3条第1項で、第1号委員として教育長、第2号委員として小中学校長1人、第3号委員として小中学校教頭1人、第4号委員として各小中学校研修担当者、第5号委員として学識経験者1人と規定されています。このことに基づきまして、資料に記載いたしました17人の方を委嘱または任命しましたのでご報告します。なお、学校長、教頭につきましては校長会、教頭会からの選任、それから研修担当者につきましては、各学校からの選任に基づいております。任期は要綱第6条第1項に1年と規定されておまして、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。</p>
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第14号は承認されました。
日程第16	報告第15号 志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任命について
教育長	日程第16 報告第15号 志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱および任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。志摩市総合教育センター運営委員会は、設置の根拠は志摩市総合教育センター設置条例第8条にセンターの運営を円滑にするため、志摩市総合教育センター運営委員会を置くことありまして、その所掌事務としては、センターの事業の企画実施に関する事項などがあります。組織につきましては、構成員として同条例施行規則第4条第2項にもとづいて学校関係者、識見者、その他、教育委員会が特に必要と認めるものとして資料の名簿の最終行の任期が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの委員を除く7人の方を、今回委嘱または任命しましたので報告致します。この方々の任期につきましては施行規則第6条に2年と規定されており、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。

各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 15 号は承認されました。
日程第 17	報告第 16 号 社会教育主事の配置について
教育長	日程第 17 報告第 16 号 社会教育主事の配置についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	社会教育主事の配置についてご報告いたします。資料は 41 ページ、42 ページでございます。社会教育主事の配置についてでございますが、これにつきましては社会教育法に定められておりました、第 9 条の 2 に、社会教育主事を置くということが定められておりますので、これを提案させていただくものでございます。42 ページでございますように、私どもの職員の中から、課長補佐を社会教育主事として配置させていただきましたので、ご報告させていただきます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 16 号は承認されました。
日程第 18	報告第 17 号 令和 4 年度第 4 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について
教育長	日程第 18 報告第 17 号 令和 4 年度第 4 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 17 号、令和 4 年度第 4 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果につきましてご報告させていただきます。資料は 43 、44 ページとなります。第 4 回のアンケート調査は、令和 5 年 1 月末から 2 月第 2 週にかけての期間を設け、実施させていただきました。資料 44 ページに示す通り、今回の調査におけるいじめの認知件数は全 3 件、小学校 3 件のみでした。中学校では 0 件となっております。

りますが、2月の問題行動報告ではアンケート以外での認知件数が3件ありますので、前回の調査からの認知件数と比較すれば少ない件数ではありますが、基本的にはこれまで同様、積極的な認知のもと、対応が行われていると捉えております。また、年度末のこの時期に件数が少ないということは、どの学校においても学級や仲間づくりの一定の成果を上げることができた表れでもあると捉えております。特に小中学校とも最後のアンケート調査では最高学年が加害者となった事例はなく、このことから子どもたち同士の繋がりも構築され、卒業を迎えることができたことと捉えております。きっとご参加いただきました卒業式でも、そういった雰囲気を感じとられたことと思います。

さて、令和4年度のアンケート調査も終了しました。ここで令和4年度の全件数を口頭でございますが、ご報告させていただきます。資料にありますように小学校では、4回のアンケートで25件の認知件数、アンケート以外で15件の認知件数がございますので、合計40件の認知件数となっております。また、中学校では4回のこのアンケート調査で19件の認知件数、アンケート以外では16件の認知件数ございましたので、合計35件の認知件数となりました。小中合計すると75件の認知件数。内訳はアンケート44件、アンケート以外31件となっております。この75件の数値からも、令和4年度におきましてもいじめの定義に基づく積極的な認知、そして丁寧な対応が行われた結果であると捉えております。また、昨年度よりアンケート以外の認知件数も増え、本年度においても31件という数値であることから、アンケート以外の訴えからの認知もしっかりとあり、このことは子どもたちが直接先生に訴えることができるようになったこと、先生方も、いじめとしっかりと認知して対応したこと、そして、子どもや教師もしっかりと主体的な行動として対応できるようになってきた、そういった、いじめを見逃さない環境や雰囲気が構築された結果であると捉えております。ただ一方では、各学校における件数の偏りもあることも事実で、そういったことは課題であるとも捉えております。もちろん件数が全てではありませんが、いじめの見逃しがないかどうか、いじめに対する意識が低い裏返しでないかどうかなど、該当校には確認とともに今後の取組状況を見守っていきたいと考えております。最後になりますが、令和5年度におきましてもいじめ見逃しゼロをスローガンに、いじめを見逃さない力をさらに向上させていかなければなりません。このスローガンができた背景には、令和元年の事案が源となっております。決してこのことを風化させてはいけませんし、これからも子どもたちがいつでもどこでも誰にでも話せる体制づくりをさらに構築し、最終的には子どもたちの安心安全の居場所の確保、いじめに対する主体的な態度の育成に繋げていかなければならないと考えております。本年度におきましても、引き続き安心して学校生活を送れるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上、ご報告とさせていただきます。

教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。 委員。
委員	このアンケートをすることで、子どもたちも学校側もいじめについて考える良い機会になっていると思いますので、本年度も引き続き調査をよろしくお願いします。
教育長	他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 今年度の年度当初も例年出しております、いじめ見逃しゼロというプリントを配付し、先生方一人ひとりに確認して頂ける時間をとってスタートしているという状況ですので、引き続きしっかり取り組んでいく内容になると思いますのでご了解ください。
教育長	質疑はないようですので、報告第 17 号は承認されました。
日程第 19	その他協議・報告案件について
教育長	日程第 19 その他協議報告案件について、まず①の各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告のあと一括して行いますのでご了解ください。 事務局。
事務局	資料につきましては 45 ページをご覧ください。5 月 22 日月曜日午前 9 時から、第 5 回の定例教育委員会をこの 405 会議室で予定をさせていただいておりますので、スケジュール調整よろしくお願いします。それと 1 点、この資料作成後に日程が決まってきました案件がございまして、5 月 10 日水曜日午前 10 時から、奨学生の選考委員会を開催させていただく予定となっております。教育総務課からは以上でございます。
教育長	続きまして事務局。
事務局	学校教育課資料は 46 ページをご覧ください。4 月 30 日、5 月 13、14 日、志摩市内、鳥羽も含めて、各所で鳥羽志摩中学中体連春季総合体育大会が実施されます。また 5 月 20 日より鶉方小学校、神明小学校、浜島小学校の運動会が各校で実施されます。この後、参考までに挙げさせていただきますと 5 月 24 日に磯部中学校、26 日に志摩小学校、東海小学校、27 日に大王小学校、磯部小学校、浜島中学校、東海中学校、6 月 1 日に大王中学校、2 日に文岡中学校、3 日に志摩中学校で運動

	会・体育祭が実施されます。以上です。
教育長	事務局。
事務局	総合教育センターです。5月8日月曜日に学力向上検討委員会の今年度の第1回会議を予定しております。資料に記載はございませんが、先ほどお認めいただきました、センターの運営委員会の第1回会議を5月上旬に開催したいと考えております。以上です。
教育長	事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課は資料48ページをご覧ください。磯部ふれあい公園が令和5年3月末に完成し、リニューアルオープンいたしました。磯部ふれあい公園が令和5年3月末に完成し、リニューアルオープンいたしました。それも含めまして、ゴールデンウィーク明けの5月7日にGO ACTION FES. と名付けまして、スポーツフェスティバルを開催いたします。市内の子どもたちが、スポーツに親しむ機会が少なくなっており、大切な成長期に、スポーツに親しむことができるよう、また子どもたちがそれぞれの適性や志向に応じて自由に楽しむことができる、スポーツのきっかけづくりの環境を整備し生涯学習の推進に取り組むことを目的に開催いたします。内容といたしましては、スポーツとマーケットを融合したイベントとしてエリア展開を実施いたします。その中には、スポーツ体験エリア、それから食育エリア、親子ふれあいエリア、インクルーシブエリアなどを展開し、スポーツは楽しいことだと認識できるようにしていきたいと思っております。10月下旬にはまた少し趣を変えたフェスティバルの開催も実施予定しております。以上で行事報告を終わります。よろしくお願ひします。
教育長	以上で各課からの報告は全て終わりましたので一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。
教育長	ないようですので次へ進めます。 ②のその他について何か報告事項等ありませんか。
教育長	ないようですので、協議報告案件について、これで終わります。以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回定例教育委員会は5月22日月曜日午前9時からここ405号会議室で行います。以上で、令和5年第4回定例教育委員会を閉会といたします。

本日の会議を記録し、署名する。

教 育 長

委 員